

食安監発0426第2号
平成25年4月26日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

オランダから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「オランダから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成25年2月1日付け食安監発0201第6号）により取り扱っているところです。

今般、大阪検疫所において、大阪港に到着した貨物（子牛舌）を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十分である製品が9箱確認されました。

現在、オランダ側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知するまでは、下記の施設から出荷された貨物について輸入手続きを保留するようお願いします。

記

出荷施設：VITELCO B.V.（施設番号 NL49EG）